

第 28 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 10 月 27 日（月）8 時 55 分～9 時 45 分
2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（9名出席）

①久保 秀幸 ②樋八重 玲子 ④矢檍 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（5名出席）

○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄 ○山平 俊治
○野崎 正信

4 欠席委員

③高原 熊夫 ⑧馬見新 貢 ⑪石原 勇一郎
○小田 新一 ○尾上 進

5 議事日程

諮詢第 10 号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る住民意見箇所の意見について
報告第 6 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 39 号 非農地判断について
議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第28回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、4番 矢檍 學委員、5番 白濱 和利 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第28回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。10月6日に農業振興地域整備計画の全体見直しに係る住民意見箇所の農地の現地調査を私と第1分科会会长の○○委員、第2分科会会长の○○委員、並びに農政林務課職員及び事務局職員で行いました。

次に、10月7日に市役所において、県農業会議による秋季農業委員会巡回が行われ、私も同席いたしました。

次に、10月16日に市役所で開催されました家族経営調印式に私が出席しました。

次に、10月23日から24日にかけて、鹿児島県で開催されました『第27回全国農業担い手サミット イン かごしま』のうち、初日開催の全体会と北薩地域交流会に多数の農業委員、推進委員で参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第10号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る住民意見箇所の意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

諮問第10号は、農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、農用地区域の変更する地番について市民に対し意見募集を行い、2件の意見があつた箇所になります。

今年度につきまして、農業振興地域整備計画の全体見直しを行つてあるところであります、今回の意見箇所につきましては、まとめて除外するものになります。

それでは、内容について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

1件目は「〇〇 〇〇」さんで意見箇所は、脇本〇〇番、〇〇番、〇〇番の3筆を除外してほしいと意見があつた箇所になります。

〇〇番、〇〇番につきましては、現段階で農用地区域外農地等のため、今回の見直しから対象外としております。

「〇〇」さんの意見があつたことにより、意見箇所だけでは、農用地区域を分断するおそれあることから、2ページの地図に示してあります脇本〇〇番、〇〇番、〇〇番の3筆を除外やむなしとしたところであります。

対象箇所は、周辺農地の利用について農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼすおそれではなく、周辺は住宅地として利用されてきていることから、土地の有効活用のため除外やむなしとしたところであります。

次に、4ページを御覧ください。

意見者は「〇〇 〇〇」さんで意見箇所は、山下〇〇番の1筆になります。

意見箇所は、農用地区域の中心部に該当し、周辺農地の利用については、認定農業者等が耕作しております、また、除外されることにより土地利用に支障を及ぼすおそれがあることから、今回見直しでは除外することができないと判断としたところであります。

また、この地区では、今後、基盤整備事業等を計画しております、受益地にもなつていて、農業者等への支援に支障を及ぼすことから、容易に除外することは難しいとしたところであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となつてゐる本件については、提出意見ごとに審議いたします。

初めに、整理番号1の案件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号2の案件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、報告第6号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、農地についての照会が1件あったので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものであり、2週間以内に回答するようになっています。

それでは、報告第6号について御説明します。

総会資料は3ページ、地図は1ページを御覧ください。

本件は、令和7年9月30日付け鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

照会地は、波留〇〇番、地目は畠、面積は43m²、変更後の地目は公衆用道路です。

現地確認は、令和7年10月6日に〇〇推進委員と事務局で行いました。

照会地は、平成10年4月1日に農地法第5条で申請がなされており、転用目的は通路となっています。

この申請は、農業委員会総会で許可相当で県に進達され、平成10年5月26日に許可されております。

現況についても、申請地の奥にある建物への通路として現在も使用されており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨、法務局に回答しております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地法第5条の規定による転用許可がなされ、通路として利用されており、農地以外の現況であった旨を回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第39号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第39号、非農地判断について御説明します。

議案書は4ページから9ページになります。

それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は6ページから7ページになります。

申請件数は8件であり、田2筆の3,238m²、畑12筆の8,005m²で合計14筆の11,243m²であります。

確認については、10月6日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場は、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であります。

また、転用地になっている所も、転用後20年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は8ページから9ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、全て農用地区域外になります。

田21筆の19,509m² 畑44筆の37,744m²で合計65筆の57,253m²であります。

非農地証明願と非農地判断の合計は、79筆の68,496m²になります。

確認につきましては、令和7年10月6日と10日に、農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 40 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

議案書は 11 ページ、地図は別添資料の 2 ページから 3 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市赤瀬川に居住されています「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水について、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 4 ページから 5 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市高松町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水について、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の6ページから7ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種低層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市波留に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、申請地の近くで会社を営んでいますが、駐車場が狭く不便なため、申請地を購入し、駐車場を整備するため、本件を申請されました。

申請地は既に造成がされており、このことについては「現所有者がこの土地を相続する前に、両親が住宅を建築しようと考え、当時既に埋め立ててあった申請地を購入したが、その後、資金のめどが立たず建築を断念し、両親が元気なうちは耕作していたが高齢のため耕作することができなくなり、草刈等も近隣の方が行っていた」との始末書が出されております。

申請地は整地されており、駐車場となっています。

申請地の雨水排水については、自然流下により流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番 尻無濱 俊幸 委員

委員 (尻無濱 俊幸)

議案第40号に係る調査結果について報告します。

調査は、10月10日に、2番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から3の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 27 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 13 ページをお開きください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、令和 7 年 12 月 31 日貸付開始分の申請であり、農地 27 筆、面積 31,359 m² の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間が 19 筆の 18,685 m²、10 年間が 8 筆の 12,674 m² となっております。

また、地目別では、田が 9 筆の 9,922 m²、畑が 18 筆の 21,437 m² となっておりま

す。

利用権を設定する 27 件の内訳につきましては、議案書の 14 ページから 15 ページに記載のとおりであります。

説明は以上になります。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (○○ ○○)

総会資料に、糀 1 袋が 35 kg となっていますが、前回の総会で 32 kg に変更したのではなかつたでしょうか。

事務局 (山元 正彦)

令和 8 年 2 月 1 日の契約開始分から変更となります。

議長 (田嶋 輝男)

農地バンクの契約上の当農業委員会での基準でありますので、物納に関しては、32 kg から 35 kg まで、それぞれあると思います。

委員 (○○ ○○)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願ひします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

次に、事務局から報告の申し出ありますので、お願ひします。

事務局 (岩崎 展幸)

～現時点における違反転用に係る指示事項等の報告を行う。～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 28 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 45 分

議事録署名日 令和 7 年 11 月 25 日

農業委員会会長 田嶋 輝男

議事録署名人 矢櫛 学

議事録署名人 白濱 和利

書記 下脇 一博